

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年2月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(西) 口 富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。

(費用の負担)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準ずる方法として実施機関が別に定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用のうち、実施機関が別に定めるものを負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、長崎県後

期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第6号）第1条に規定する長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(運用状況の公表)

第5条 実施機関は、毎年度、法及びこの条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）

(長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下この項から附則第7号までにおいて「旧個人情報保護条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関(以下この項から附則第5項までにおいて「旧個人情報実施機関」という。)の職員である者又は同項の規定の施行前において旧個人情報保護実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(以下この項から附則第5号までにおいて「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定の施行前において旧個人情報実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務（以下この項において「旧個人情報取扱事務」という。）に従事している者又は従事していた者に係る旧個人情報保護条例第9条第3項の規定による旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行前に旧個人情報保護条例第10条、第21条又は第24条の3の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に定める旧個人情報実施機関が保有する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧個人情報保護条例第32条の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表することについては、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正）

8 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「氏名並びに」を削る。

第17条中「これに」を「、これに」に改める。

（長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の前に「個人情報の保護に関する法律（平成15法律第57号。以下「法」という。）」を加え、「及び長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令

和5年広域連合条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。)」に改める。

第2条中「個人情報保護条例第2条第3号」を「個人情報保護法施行条例第2条第2項」に改め、「規定する実施機関」の次に「及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関すること。
- (2) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に関すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第45条に規定する審査請求に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか個人情報の保護に関する重要な事項に関すること。

第6条第1項中「次に掲げる」を「保有個人情報(法第60条第1項及び議会個人情報保護条例第4条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)又は情報公開条例第11条第1項又は第2項の」に改め、「係る行政文書」の次に「(情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)」を、「提示された」の次に「保有個人情報又は」を加え、同項各号を削り、同条第3項中「第1項の」の次に「保有個人情報又は」を加える。

第14条を第15条とし、第7条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報又は行政文書を閲覧させることができる。